＜ キャリアアップ助成金（正社員化コース）＞

有期契約労働者等を正社員化（派遣労働者の場合直接雇用）した場合に助成

※ ＜ ＞ は生産性要件を満たした場合※令和５年３月31日で生産性要件廃止
※（ ）は大企業の場合

対 象 者	助　成　額　　※令和５年11月28日までに正社員化の取組
有期 → 正規	５７．０万円　＜７２万円 ＞　（ ４２．７５　万円 ＜５４万円＞ ）
無期 → 正規	２８．５万円　＜３６万円 ＞　（ ２１．３７５万円 ＜２７万円＞ ）

※ 令和５年３月31日までに正社員化した場合は経過措置として生産性要件での申請可能です。

令和５年11月29日以降に正社員化の取り組みを実施した場合、下記のとおり助成額の拡充と要件緩和しました！（拡充についてのリンクはこちら）

○ 助成金（１人当たり）の見直し
支給対象期を現行の６か月から12か月に拡充します。
中小企業の場合２期（１２か月）で８０万円助成（１期あたり４０万円）。

対 象 者	拡　充　後　助　成　額
有期 → 正規	８０万円　（６０万円）
無期 → 正規	４０万円　（３０万円）

○ 新たに正社員転換制度に取り組む事業主に対する加算措置として

	加　算　助　成　額
正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等した場合 ※加算は１事業所当たり１回のみ	２０万円（１５万円） ※　無期から正規の転換制度を新たに規定した場合も同額加算

○ 多様な正社員制度規定に関する加算措置として

	加　算　助　成　額
「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換した場合 ※加算は１事業所当たり１回のみ	４０万円（３０万円） ※　無期から正規の転換制度を新たに規定した場合も同額加算

○ 対象となる有期雇用労働者の要件緩和

対象となる有期労働者の雇用期間	現　行	拡　充　後
	６か月以上３年以内	６か月以上

※有期雇用期間が通算５年を超えた有期労働者については、助成額は「無期」から「正規」の転換と同額とする。

パンフレット	申請様式	チェックリスト	提　出　先
令和５年４月版 【PDF 形式 4.1MB】 ※R5.11.29 拡充内容については更新されておりません。	正社員化した時点の申請様式を使用 厚生労働省ＨＰへ （リンクはこちら）	チェックリスト一覧	各ハローワーク